

# 相続が開始したら…

〒134-0083 東京都江戸川区中葛西三丁目3 7番3号志美津ビル9階

リーガスタイル司法書士事務所

TEL 03-5676-5617

TEL 03-6662-5631

TEL 03-6661-3045

## 相続人の確定

誰かがお亡くなりになったとき、相続が開始します。

その亡くなられた方を『被相続人』といい、亡くなられた方の財産を『相続財産』、そして相続財産を引き継ぐ御遺族を『相続人』といいます。

相続開始と同時に相続財産は相続人に引き継がれますが、そもそも誰が相続人になるのか、まずはそれを確定させなければなりません。

「誰が相続人かなんて簡単に分かるでしょ。」と思われるかもしれませんが、亡くなった方の戸籍を調べてみると意外な人が相続人になったりすることがあるんです。

### 法定相続人

『誰が相続人となるのか』は法律で決まっています。(これを『法定相続人』といいます)

法定相続人と法定相続分

|     |   | 子                |                | 両親            |                   | 兄弟姉妹          |                   |
|-----|---|------------------|----------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|
|     |   | 有                | 無              | 子 有           | 子 無               | 子か両親有         | 子・両親無             |
| 配偶者 | 有 | 配偶者 1/2<br>子 1/2 | 配偶者と<br>両親か兄弟  | 両親には<br>相続権無し | 配偶者 2/3<br>両親 1/3 | 兄弟には<br>相続権無し | 配偶者 3/4<br>兄弟 1/4 |
|     | 無 | 子が<br>全部相続       | 両親または<br>兄弟が相続 | 両親には<br>相続権無し | 両親が<br>全部相続       | 兄弟には<br>相続権無し | 兄弟が<br>全部相続       |

- 配偶者は常に相続人となります。
- 被相続人に子がいる場合、子が相続人となります。
- 被相続人に子がいない場合、被相続人の両親が相続人となります。
- 被相続人に子・両親共にいない場合、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。
- 法定相続人となるべき人が相続開始時に既に死亡していた場合には、その人の子が相続人(これを『代襲相続人』といいます)になります。

では相続人の確定はどのように行うのでしょうか？

相続人の確定は公的な文書（戸籍謄本等）で行わなければなりません。

\*ちなみに現在は、戸籍謄本は『戸籍全部事項証明』、戸籍抄本は『戸籍一部事項証明』といます。

具体的には、①被相続人が子供の頃から死亡するときまでの戸籍謄本等、②相続人と被相続人の関係を示す相続人の戸籍謄抄本、この2種類が必要となります。

### ① 被相続人が子供の頃から死亡するときまでの戸籍謄本等とは？

まず被相続人の本籍地で戸籍謄本等（改正原戸籍・除籍謄本を含む）を取得し、その謄本で被相続人が過去に本籍地を移転していることが判明したら、移転前の本籍地でも戸籍謄本等を取得します。

そのように被相続人の戸籍を追いかけて、被相続人が子供の頃から死亡したときまでの戸籍謄本等を揃えます。それらの戸籍謄本等を読み解いて（古い戸籍はまるで古文書のように）、亡くなられた方の相続関係を明らかにします。

例えば、

**【本籍 A 地で出生 → 婚姻により B 地で新戸籍編成 → C 地に転籍 → 死亡】**

という場合なら、A 地・B 地・C 地、全ての本籍地から戸籍謄本等を入手しなければなりません。

相続人の確定はなかなか大変なことなんです。

戸籍を追っていく過程で、時には認知された非嫡出子（いわゆる隠し子ですね）がいることが判明することも…。

認知された非嫡出子がいたら、その人も当然、相続人となります。

### ② 相続人と被相続人の関係を示す相続人の戸籍謄抄本とは？

これは要するに、相続人の現在の戸籍謄本、または現在の戸籍抄本のことです。相続人の子供の頃まで遡る必要はなく、現在のものだけで足ります。

# 相続財産の確定

亡くなられた方の所有にかかる、生前居住されていた家などは直ぐに判明する相続財産ですね。それからその家にある美術品とか、骨董品とか。それも直ぐに分かります。

でも、亡くなられた方のお取引銀行をすべて御存知ですか？居住以外の目的で保有されていた不動産は？保険は？株式は？亡くなられた御本人すら忘れていた財産なんていうのもあるくらいですから、相続人が相続財産を確定させるのは一苦労です。

実際どのように相続財産を見付けるかというと、預貯金通帳やキャッシュカード、銀行・証券・保険会社等から送られてきた郵便物などを、亡くなられた方が居住されていた家の中で探すことになります。

では、不動産はどのように見付けるのでしょうか？

## 固定資産課税台帳（名寄帳）

被相続人の所有にかかる不動産は、わざわざ探さなくても見付けられます。毎年4月中旬から5月頃になると、お役所が文書で所有不動産を教えるんです。「固定資産税を払え」と。

ですが、納税通知書の送付まで待たずに相続不動産を確定させたい場合は、相続人が調べなければなりません。やはりこれも、亡くなられた方が居住されていた家の中で不動産の権利証や納税通知書を探すのが1つの手段です。また、お役所の手を借りて調べる方法があります。それが都税事務所（東京都の場合）に保管されている『固定資産税課税台帳』（別名『名寄帳』）の閲覧等です。

『名寄帳』（なよせちょう）とは、ある人物がその市区町村内に所有している不動産の一覧のことです。固定資産税は本来、市町村税ですが、東京23区の場合は特例で都税となっています。したがって一般的には各市町村役場で、東京23区では各区を管轄する各都税事務所で名寄帳を閲覧等することになります。

\*ちなみに閲覧には1件（1物件）300円、固定資産評価証明書の発行には1件400円掛かります。

## 固定資産評価額と相続登記



固定資産課税台帳に記載されている固定資産評価額は、相続登記をする際の登録免許税（登記をする際に必要とされる税金）を決定する基準となります。具体的には、最新の評価額の千円未満を切り捨てて、それに1000分の4を乗じた金額から100円未満を切り捨てた額が登録免許税額となります。

■ 最新の評価額（千円未満切り捨て）×4/1000＝登録免許税額（100円未満切り捨て）

<例 固定資産評価額4,152万5,670円の物件の場合>

41,525,000×4/1000＝登録免許税額16万6,100円

相続登記のお見積を、司法書士事務所に御依頼される場合には、相続登記をする不動産の評価額（出来れば最新のもの）を事前に調べておくと具体的な目安額を提示してもらえます。

また相続登記の申請には、固定資産評価証明書の添付が必要となることがあります。ですから、名寄帳は閲覧ではなく、固定資産評価証明書の発行を受けておくのがお勧めです。

## 銀行預金

銀行預金については少し注意が必要です。

銀行が預金口座名義人の死亡を知った場合、預金口座は凍結されます。したがって、相続人が預金を引き出そうとしても、そのままでは銀行は応じてくれないのが一般です。

ではどのように預金を引き出すのかというと、銀行によって異なりますが、一般的には相続人全員で作成した『遺産分割協議書（実印で押印）』、相続人全員の『印鑑証明書』、被相続人の『除籍謄本』等の提出を求められます。

預金を引き出せないということは、その預金口座を利用した自動引き落としも出来なくなる、ということです。ですから、公共料金などの自動引き落とし口座の変更は早めに済ませましょう。

# 遺言

さて遺言のお話です。

『遺言』は、一般的には『ゆいごん』と読みますが、法律上は『いごん』と読みます。

法律上の遺言というのは、誰でも、自由に、作成できるものではありません。法律で定められた形式に則って作成された文書が、法律上の遺言となります。つまり、「死んだら後事を頼む」というのは遺書であって、法律上の遺言ではありません。

では法律上の遺言というのはどのような効力が認められているのでしょうか。

## 遺言の効力

遺言の効力を一言で説明するなら、『遺言（書）とは、法定相続分を変更し、遺言者の意思に従った遺産の分割を行うための文書』です。（『法定相続分』というのは、法定相続人に法律上与えられた相続分のことです）

遺言の効力を言い換えれば、『法律上の遺言が存在しなければ、原則として法定相続分に従って遺産の分割がなされる』ということです。（ここで『原則として』と付けたのは、共同相続人全員の間で法定相続分と異なる内容の遺産分割協議が成立すれば、その遺産分割協議に従った遺産の分割がなされるためです）

遺言で定めておけば、例えば或る相続人に遺産を多く相続させたり、あるいは遺産を遺したくない相続人がいる場合に、その人に相続させない、ということも可能なわけです。（ただし、その人にも『遺留分（いりゅうぶん）』は認められます）

また、本来相続人とならない人、つまり法定相続人以外の第三者に対して、遺言書で定めることにより、遺産を贈与することも可能です。（これを『遺贈（いぞう）』と言います）

このように遺言には遺産の処分に対する強い効力が認められています。ですから遺言で遺産の処分を定めておけば、死後、親族間で遺産を巡って骨肉の争いが起こることを未然に防ぐことが出来ますね。

先に述べたとおり、遺言というのは、法律に定められた方式に則って作成されなければ、その効力が認められません。つまり**無効**となってしまいます。

ではどのような方式があるのでしょうか。

- 普通方式遺言（民法967条～975条）
  - 自筆証書遺言（民法968条）
  - 公正証書遺言（民法969条、民法969条の2）
  - 秘密証書遺言（民法970条～972条）
- 特別方式遺言（民法976条～984条）
  - 死亡危急時遺言（民法976条）
  - 伝染病隔離者遺言（民法977条）
  - 在船者遺言（民法978条）
  - 船舶遭難者遺言（民法979条）

遺言の方式は以上7つですが、ここでは一般的な遺言、普通方式遺言の3つについて、簡単に説明します。

### 『自筆証書遺言』とは

自筆証書遺言とは、遺言者が全文、日付及び氏名を自筆し、押印して作成する遺言書です。自筆に限られるため、代筆やワープロでの作成は認められません。日付は特定出来る記述である必要があります、例えば「九月吉日」などではダメです。

### 『公正証書遺言』とは

公正証書遺言とは、証人2名以上の立ち会いの下、公証人に対し、遺言内容を口述し、それを公証人が筆記して作成する遺言書です。公証にかかる手数料と、遺言者及び証人の署名押印が必要です。

### 『秘密証書遺言』とは

秘密証書遺言とは、自筆署名と押印が必要ですが、本文は自筆である必要はありません。日付の記載は、公証人が封紙に行います。証人2名以上と公証役場に行く必要があります。

ちなみに遺言は満15歳にならなければ出来ません。

## 遺産分割協議

遺言が遺されていない場合、相続財産は共同相続人全員で合意した遺産分割協議により分割承継されることになります。遺言が遺されているケースはそれほど多くないので、相続における遺産分割協議の重要性はかなり高いと言えます。

遺産分割協議のポイントとしては、

- ① 共同相続人全員で協議をすること
  - ② 協議が成立したら、遺産分割協議書に共同相続人全員が署名押印（実印）すること
- 以上、2つのポイントが重要です。

## 遺産分割協議書

平成18年9月30日、東京都〇×区△□一丁目1番1号 法務太郎の死亡によって開始した相続の相続人である法務花子及び法務小太郎は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

1. 次の土地及び建物は、法務花子及び法務小太郎が、それぞれ2分の1の割合で取得する。
  - (1) 東京都〇×区△□一丁目1番1号の土地
  - (2) 東京都〇×区△□一丁目1番地 家屋番号 1番1号の建物
2. ABC銀行〇×支店の被相続人名義の定期預金1,000万円は、法務花子が取得する。
3. 本協議書に記載なき遺産、及び後日判明した遺産は、法務花子が取得する。

上記の協議を証するため、本協議書を2通作成し、次に各自署名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成18年10月1日

東京都〇×区△□一丁目1番1号  
相続人 法務花子 実印

東京都〇×区△□一丁目1番2号  
相続人 法務小太郎 実印

### その1 相続人に未成年者がいる

相続人中に未成年者（胎児を含む）がいる場合、その未成年者も遺産分割協議に加わらなければなりません。しかし未成年者自身が協議に加わるものではありません。未成年者の代理人が遺産分割協議に参加します。

未成年者の代理人となるのは、原則的には親権者（通常は未成年者の両親）です。しかし、未成年者の親権者もまた相続人である場合、未成年者と親権者の利害が相反することになるので、その未成年者に特別代理人を選任しなければなりません。未成年者の特別代理人は家庭裁判所に選任してもらいます。

### その2 相続人行方不明者がいる

相続人中に行方の分からない方がいる場合に、その行方不明者に財産管理人がいるのであれば、財産管理人が行方不明者を代理して遺産分割協議に参加します。財産管理人がいないのであれば、不在者財産管理人を家庭裁判所に選任してもらい、不在者財産管理人が行方不明者を代理して遺産分割協議に参加します。

財産管理人を参加させずに進めた遺産分割協議は無効となってしまいますので気を付けましょう。

### その3 遺産分割協議がまとまらない…

共同相続人の間で遺産分割協議がまとまらない場合、家庭裁判所の遺産分割の調停を利用することが出来ます。この調停は、共同相続人全員が申し立てる必要はなく、共同相続人のうち1人または数人が、他の共同相続人全員を相手方として申し立てることが出来ます。この調停でも遺産分割協議がまとまらない場合、審判手続きへと移行します。

### 実印と印鑑証明書について…

遺産分割協議書の成立には、実印での押印が必要です。逆に言えば、遺産分割協議の当事者が不在でも、その人の実印さえ預かってしまえば、好きなように遺産分割協議書を作成出来てしまいます。ですから、親族の方といえども、気軽に実印を渡してしまわないよう注意が必要です。とりわけ注意すべきは、実印は一般的に印鑑証明書と1セットで用いられますので、印鑑証明書まで渡してしまわないことが非常に大切です。皆様お気を付けを…。

## 相続登記

相続人も確定し、相続財産も確定し、そして遺産分割協議もまとまりました。ここで登場するのが相続登記です。不動産を相続されても、相続登記をしない方も多いようですが、ここで登記をすることのメリット・デメリットについて見てみましょう。

## 相続登記のデメリット

さて、まずは相続登記をすることのデメリットから見てみましょう。

## デメリット

- ① 登記をするのに手間がかかる
- ② 登記をするのにお金がかかる

一般的に考えられるデメリットは以上2点です。

登記にかかる手間とは、主として登記に必要な書類を集めるのにかかる労力です。これは意外と大変なものなんです。もちろん相続登記を司法書士に依頼してしまえば、この手間は司法書士が負担するので、依頼人は手間要らずです。

しかし司法書士に依頼すれば、報酬の支払いが必要となります。この報酬の額は司法書士によって異なります。従って、依頼する前に見積を要求するのがオススメです。ちなみに見積要求の際に固定資産評価額がある程度分かっているなければ、登録免許税額も報酬額も割り出せない事務所が多いため、見積要求の際には固定資産評価額を伝えるようにしましょう。

登記にかかるお金としては、司法書士に依頼しない場合でも、登録免許税という税金がかかります。相続による所有権の移転登記にかかる登録免許税の計算式は、

**【固定資産評価額（下3桁切捨）×4/1000=登録免許税額（下2桁切捨）】**です。

例えば、固定資産評価額が5,265万3,685円の土地所有権を相続により移転する場合、

52,653,685円 →（下3桁切捨）→ 52,653,000円

52,653,000円×4/1000=210,612円

210,612円 →（下2桁切捨）→ **210,600円**（←これが本件の登録免許税額です）

この登録免許税というのは税金ですから、「なんとか安くならないの〜？」と言われても無理なので御了承下さい。

## 相続登記のメリット



さて、続いて相続登記をすることのメリットを見てみましょう。

### メリット

- ① 他の相続人だけでなく、第三者に対しても相続した不動産に関する権利を主張できる
- ② 早めに相続登記をしておいた方が、費用が安く済むことが多い

まずメリット①についてですが、これを逆に言えば、不動産を相続しても、登記をしなければ権利を主張できなくなることがある、ということです。

例えば他の相続人が勝手に自己名義に所有権登記を移転して、さらにその不動産を第三者に売却してしまった場合、相続した権利を主張することが制限されたり、否定されたりします。より簡単に言えば、所有権の移転登記をしないまま放置していると、所有権を誰かに奪われてしまうことがある、ということです。

次にメリット②についてですが、これも逆に言えば、相続登記をしないで放置している間に、さらに相続人が亡くなって相続が開始した場合、その時点で相続登記をしようとする、相続人の調査・確定に時間と手間と費用が余分に掛かってしまう、ということです。相続した不動産にそのまま住み続ける場合はともかく、その不動産を売却する場合には、必ず相続登記をする必要があります。後々やらなければならない登記なのであれば、早めに済ませておくことがオススメです。

## 相続登記の申請に必要なもの

| 添付書類名    | 具体的な書類名   |
|----------|---|
| 登記原因証明情報 | <ul style="list-style-type: none"><li>・被相続人の幼少期からの戸籍謄本・除籍謄本など</li><li>・相続人の現在の戸籍謄抄本</li><li>・(遺産分割協議書 (協議に参加した相続人全員の印鑑証明書付))</li><li>・(遺言書)</li></ul> |
| 住所証明書    | <ul style="list-style-type: none"><li>・所有権 (持分) を取得する相続人の住民票の写し</li></ul>   |
| (委任状)    | <ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産評価証明書 (移転登記する不動産に関する最新の評価)</li><li>・被相続人の住民票の除票 (本籍記載)</li></ul>   |
|          | <ul style="list-style-type: none"><li>・(代理人により申請する場合)</li></ul>   |